

議案第175号

宝塚市名誉市民条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市名誉市民条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年（2016年）12月9日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市名誉市民条例の一部を改正する条例

宝塚市名誉市民条例（平成11年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、公共の福祉の増進又は学術、技芸等の文化の進展、産業経済の振興その他の社会文化の発展（以下単に「社会文化の発展」という。）に顕著な功績があり、広く市民の尊敬を受ける者に対し、その功績をたたえ、これを顕彰し、もって本市に対する市民の愛着と誇りの高揚に資することを目的とする。

（名誉市民）

第2条 市長は、市民又は本市にゆかりの深い者で、公共の福祉を増進し、又は社会文化の発展に寄与することにより、本市の発展に貢献し、その功績が特に顕著で広く市民の尊敬を受けるものに対して、宝塚市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈ることができる。

2 名誉市民の決定は、市長が議会の同意を得て行う。

第8条を第9条とする。

第7条の見出しを「（国際友好名誉市民）」に改め、同条中「第1条及び第2条」を「第2条及び前条」に、「宝塚市特別名誉市民」を「宝塚市国際友好名誉市民」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（特別名誉市民）

第7条 第2条に定める場合のほか、市長は、社会文化の発展に寄与し、その功績が特に顕著で、郷土の誇りとして市民の尊敬を受け続けてきた偉人に対して、宝塚市特別名誉市民（以下「特別名誉市民」という。）の称号を贈ることができる。

2 第2条第2項、第3条及び第4条の規定は、特別名誉市民について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の宝塚市名誉市民条例第7条の規定により宝塚市特別名誉市民の称号を贈られた者については、改正後の宝塚市名誉市民条例第8条の規定により宝塚市国際友好名誉市民の称号を贈られた者とみなす。